

## むつ市介護保険事業者等における事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告取扱要領

### 1 目的

この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づくサービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）のサービス提供における事故・不祥事案等及び感染症等（以下「事故等」という。）が発生した場合の市への報告の取扱いについて定め、事故等の発生状況を把握するとともに、事業者による事故等への速やかな対応及び再発防止への取組を促進することにより、適切なサービス提供体制を確立し、もって利用者の処遇向上を図ることを目的とする。

### 2 報告の対象

報告の対象となる事故等は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 事故等の対象者（以下「対象者」という。）が市の被保険者である場合
- (2) 事故等が発生した介護保険施設等の所在地が市内である場合
- (3) 市内に所在地を置く事業者が提供する居宅サービスにおいて事故等が発生した場合

### 3 報告の範囲

事業者は、次の各号のいずれかに該当する事故等が発生した場合には、事業者の過誤又は過失の有無にかかわらず、報告を行うこととする。

- (1) サービスの提供中に発生した事故
  - ア 「サービスの提供中」とは、施設内における事故のほか、送迎、通院等の間の事故を含み、居宅サービスについても同様とする。なお、通所サービス、短期入所サービス及び施設サービスにおいては、対象者が施設の敷地内にいる間は、「サービスの提供中」に含むものとする。
  - イ 報告の基準は、次のいずれかに該当する場合とする。
    - (ア) 対象者が死亡に至った場合
    - (イ) 医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった場合
    - (ウ) (ア)又は(イ)に該当しない場合であっても、事業者の長が特に報告を行う必要があると認める場合
  - ウ 対象者が病気等により死亡した場合についても、死因等に係る疑義により家族との間で問題が生じた場合は、報告を行うこと。
- (2) 感染症等
  - ア 報告の対象とする感染症等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症のうち、五類感染症以外のものとする。ただし、五類感染症であっても、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ又は感染性胃腸炎は報告の対象とする。
  - イ 報告の基準は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (ア) 同一の感染症等又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2人以上発生した場合
  - (イ) 同一の感染症等の患者又はそれらが疑われる者が10人以上又は全利用者の半数以上発生した場合
  - (ウ) (ア)又は(イ)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、事業者の長が特に報告を行う必要があると認める場合
- (3) 職員（従業員）の不祥事案等  
対象者からの預かり金の横領等の法令違反や虐待又はそれに準ずる不適切な言動等、対象者の処遇に影響のあるものについては、報告を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、報告が必要と認められる事案等  
行方不明者の発生や誤薬等、対象者の生命又は身体に重大な結果を生じるおそれがある事案等が発生した場合は、報告を行うこと。

#### 4 報告の手順

事故等が発生した場合の報告の手順は、次のとおりとする。

- (1) 事故等が発生した場合には速やかに、遅くとも5日以内を目安に第1報を市に提出するものとする。ただし、感染症等については、初動の遅れにより発生者が広がるおそれがあるため、病原体が確定する前であっても症状からその疑いが生じた時点で、電話等による通報も行うものとする。
  - (2) 事業者は事後の経過について、状況の変化等必要に応じて追加の報告を行い、事故等の原因分析や再発防止策等については作成次第、報告を行うこと。
- ※ 関係法令に届出義務がある場合はこれに従うとともに、この要領の規定による報告も行うこと。
- ※ 報告には利用者の個人情報が含まれるため、その取扱いには十分注意すること。

#### 5 報告の書式

報告は原則、電子メール等の電磁的方法により、次に該当する場合に応じた様式を用いて行うものとする。

- (1) 事故・不祥事案等が発生した場合 別紙1「事故報告書」
- (2) 感染症等が発生した場合 別紙2「社会福祉施設等感染症等発生報告書」

#### 附 則

平成30年2月1日 制定

令和8年3月13日 改定